

マイナンバー制度を悪用した詐欺や 個人情報の聞き出しに要注意！

国民一人一人に番号を割り当てるマイナンバー制度が本年10月5日から施行されました。

他県では、公的な機関を名乗る者から、

○ 公的機関に寄付をしたい

○ マイナンバーを貸して欲しい

などと頼まれ、マイナンバーを教えた後、その後

○ マイナンバーを教えたことは犯罪にあたる

などと言われ、現金数百万円以上をだまし取られる被害が発生しています。

今後、本県においても同種詐欺のほか、個人情報の聞き出し事案の発生が懸念されますので、被害防止対策を参考に、個人情報の管理には十分御注意ください。



被害防止対策！



在宅時でも留守番電話を設定して、心当たりのない電話には出ない。



電話等でマイナンバーの番号を尋ねられた場合、安易に回答せず、警察署に通報する。



電話でお金のお話をされたら、サギと疑う！

相談窓口

振り込め詐欺等に関する相談は

・最寄りの警察署、交番、駐在所

・警察情報ダイヤル **0120-110-874**

等でお受けしています。

